

## 証券保管振替機構による外国株券等の取扱い開始に伴う制度改正について

平成18年1月24日  
株式会社東京証券取引所

項目	内容	備考
1. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において、当取引所に上場する外国株券、外国新株引受権証書、外国投資信託受益証券及び外国株預託証券（以下「外国株券等」という。）の取扱いを開始することを前提に、当取引所の外国株券振替決済制度を廃止するとともに、外国株券等に係る上場制度及び顧客の決済方法等に関し所要の制度改正を行うこととします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、外国株券等の決済は、当取引所が日本証券決済株式会社への事務委託により運営する外国株券振替決済制度において取り扱っています。</li> </ul>
2. 概要 (1) 上場制度  (2) 顧客の決済方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国株券等については、当該銘柄が保管振替機構の取扱対象であることを新規上場及び上場継続の要件とします。</li> <li>上場外国会社は、実質株主に対する日本語による諸通知の送付等の株式事務及び配当金の支払いが適切に行われることを確保するものとします。</li> <li>取引参加者と顧客との間における外国株券等の売買の決済は、保管振替機構が定める規則に基づく口座の振替により行うこととします。</li> <li>顧客による売付けの委託に際しての売付外国株券等の事前預託義務を廃止します。</li> <li>外国証券取引口座に関する規定について、決済機関の変更に伴う所要の修正を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式事務及び配当金支払事務に係る取扱機関の指定並びに契約については、保管振替機構が定めるところによることとなります。</li> <li>取引所取引に係る清算参加者間の決済についても、保管振替機構において行われることとなります。</li> <li>現地におけるペーパーレス化の進展や照合事務の高度化等を踏まえ、内国商品と同様、制度上の事前預託義務は設けないこととします。</li> <li>日本証券業協会が定める外国証券取引口座に関する約款の参考様式には、今回の制度改正は特段の影響を及ぼさない見込みです。</li> </ul>
3. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月の実施を目途とします。</li> <li>対象国ごとの段階的な移行を想定し、所要の経過措置を設けることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な実施時期は、保管振替機構その他の関係者における対応状況を考慮して今後決定します。</li> </ul>

以上